

第三共和国憲法（訳）

山本浩三

かんする法律、二月二四日の上院の組織にかんする法律、七月一六日の公権力の関係にかんする法律がそれである。これを第三共和国憲法または一八七五年の憲法という。

一八七〇年九月二日、スダンでフランス軍が大敗しナポレオン三世が捕虜になつた知らせがパリに達すると、直ちに革命がおこり、九月四日共和制が宣言され、臨時の「国防政府」がつくれられた。この国防政府は国民の選挙に基いていなかつたので、ビスマルクの要求もあつて、一八七一年二月八日国民議会の選挙が行われた。選挙の結果は王党派の圧倒的な勝利であった。二月一三日国民議会はボルドーに集会し、保守的共和主義者チエールを「執行権の首長」とし、臨時政府を組織させた。

チエールはパリ・コミューンを粉碎し、八月三一日には共和国大統領になつたが、議会で多数を占めている王党派によつて退陣を強いられ、熱烈な王制支持者、マクマロン元帥が大統領に選ばれた。王制復古は準備されたが、国王となるべきシャンボーリー伯の三色旗拒否などがあつて実現はされなかつた。

一八七三年十一月二日、法律によつて三十人からなる委員会が設けられ、ここでねられた憲法草案が国民議会に提出され、一八七五年一月三十日△共和制の父△ワロンの提出した修正案が、三五三票対三五二票のわずか一票の差で可決され、ここに共和制が確立された。国民議会はその後この共和制の原則を定める法律を制定した。すなわち、二月二十五日の公権力の組織に

歴史家はこの憲法を「愛情の子」ではなく「喜びなしに妊娠された子」であるという。つまり、王制主義者も共和制主義者もともにこの憲法には不満であつたからである。そこで、おのおの機会あればこれを都合のいいように変えようと思つていた。それが、この憲法が第一共和国憲法や第二共和国憲法のように人権宣言を先頭に整然とした体形を作らなかつた原因である。

しかし、この体裁上おそまつな憲法が、五月一六日事件のような慣習憲法の助けをうけて、一八七九年と一八八四年と一九二六年に部分的修正をうけたほかは、一九四〇年ナチス・ドイツの侵略によつて崩壊するまで、フランス憲法のなかでもつとも長い生命を保つことができたのである。

公権力の組織にかんする一八七五年二月二十五日の法律。

第一条 立法権は下院と上院で構成する二院制議会で行使される。

下院は、選挙法で定められた条件で、普通選挙によつて選任される。

上院の組織、選任方法、権限は、特別法がこれを定める。

第二条 共和国大統領は国民議会として合同した上院と下院の投票の絶対多数で選出される。共和国大統領の任期は七年である。共和国大統領は再選することができる。

第三条 共和国大統領は両院議員とともに、法律案提出権を有

する。共和国大統領は両院で可決された法律を公布する。共和国大統領は法律の執行を監督し、確實にする。

共和国大統領は恩赦権を有する。恩赦は、法律によるほかは、これを行うことができない。

共和国大統領は軍隊を配置する。

共和国大統領はすべての文官および武官を任命する。

共和国大統領は国家的儀式を主宰する。共和国大統領は外国の使節および大使の信任状を受ける。

共和国大統領の各行為には、一人の大臣がこれに連署しなければならない。

第四条 共和国大統領は、この法律の公布後生ずる欠員に応じて、閣議において普通職の参事院評定官を任命する。

この任命された参事院評定官は、閣議で発せられた命令によるとのほかは罷免することができない。一八七二年五月二十四日の法律によって任命された参事院評定官は、その任期満了前には、この法律^注によって定められた形式によるのはかは罷免することができない。

国民議会の解散後は、罷免は上院の決議によつてのみ宣告することができる。

第五条 共和国大統領は、上院の同意に基き任期満了前に、下院を解散することができる。

この場合、三ヶ月の間に新選挙を行うために選挙民会が召集される。

第六条 大臣は、政府の全般的政策については連帶して、かつ

その個人的行為については個別的に、議院に対しても責任を負う。

第七条 死亡又は他のすべての事由のために大統領が欠けた場合は合同した両院がただちに新大統領の選挙を行う。

その間、閣議に執行権が与えられる。

第八条 議院は自発的に又は大統領の要求に基いて、各院の投票の絶対多数で行はれる別々の議決で、憲法改正の理由あることを宣言する権限を有する。

両院のおのがこの決議を行つた後に、両院は改正を行うために国民議会として集会する。

全面的又は部分的憲法改正を定める議決は国民議会を組織する議員の絶対多数で行われねばならない。

ただし、マクマオン元帥に対して、一八七三年十一月二〇日の法律によつて与えられた権限の期間中は、この改正は、共和国大統領の提案に基く場合しか行なうことができない。

第九条 執行権と両院の所在地はヴェルサイユである。

注 一八七二年五月二十四日の法律によると、参事院評定官は、九年の任期で、国民議会によつて選出された。だから本条は一八八一年後は適用されなくなつた。

上院の組織にかんする一八七五年二月二十四日の法律

第一条 上院は三〇〇人の議員で組織する。二二五人は県と植民地によつて選出され、七五人は国民議会によつて選出される。

第二条 セーヌ県とノール県は各五人の上院議員。

セーヌ・アンフェリエール県、パ・ド・カレ県、ジロンド県、
ローヌ県、フィニステール県、コート・デュ・ノール県は各

四人の上院議員。

ルワール・アンフェリエール、サオヌ・エ・ルワール、イ
ル・エ・ヴィレーヌ、セーヌ・エ・ワーズ、イゼール、プ
イ・ド・ドオム、ソム、ブッシュ・デュ・ローヌ、エヌヌ、
ルワール、マンシユ、メエヌ・エ・ルワール、モルビアン、ド
オルドオニユ、オート・ガロオヌ、シアラント・アンフェリ
エール、カルヴァドス、サルト、エロー、バース・ピレエネ、
ガール、アヴェイロン、ヴァンデ、オルヌ、ワーズ、ヴオジ
ユ、アリエは各四人の上院議員。

他のすべての県は各二人の上院議員。

ベルフル領、アルジェリーの三県、マルチニイク、ガ
ドループ、レユニオンおよび仏印の四植地は各一人の上院議
員を選出する。

第三条 四〇才以上のフランス人で、かつ私権と公権を有して
いるものだけが上院議員となることができる。

第四条 県と植民地の上院議員は絶対多数で、かつ必要に応じ
て、連記投票で、県庁の所在地又は植民地の首都に集合した
会によつて選出される。つぎの人びとがその会を組織する。

- 1 下院議員
- 2 県会議員
- 3 郡会議員

第三共和国憲法

4 市の選挙民の中から、各市会によつて一人づつ選出さ
れた代理人。

仏印では植民地議会の議員又は地方議会の議員が県会議
員、郡会議員と市会の代理人に代る。

選挙人は各植民地の首都で投票する。

第五条 国民議会によつて任命される上院議員は連記投票で、
かつ投票の絶対多数で選出される。

第六条 県と植民地の上院議員の任期は九年で、三年ごとに議
員の三分の一が改選される。

第七条 第一会期のはじめに、諸県は、おののおの同教の上院議員を
含んだ三組に区分される。三年任期の第一期と第二期の満了
で改選されねばならない組の指定は抽選で行う。

第八条 上院は、下院とともに、法律の提案権と制定権を有す
る。

ただし、金錢法 (*lois de finances*) は、最初に下院に
上程され、下院によつて議決されねばならない。

第九条 上院は共和国大統領又は大臣を裁判し、かつ国の安全
に反して行われた陰謀を審査するために裁判所となることが
できる。

第一〇条 上院の選挙は、国民議会がみずから解散のために
定めた時期の一月前に行われる。

上院は、国民議会が解散する日に、権限を行使しかつ組織する。

第一 条 本法は、公権力にかんする法律の最終的議決の後に、はじめて公布することがある。

公権力の関係にかんする一八七五年七月一六日の憲法

第一条 上院と下院は、共和国大統領による事前の召集のないときは、毎年一月の第二火曜日に集会する。

両院は毎年、最小限五ヶ月の会期で召集されねばならない。

両院の会期は同時に開始し、終了する。

開会の直後の日曜日に、議会の議事についての神の授けを求めるために、教会と寺院で、公の祈祷が行われる。

第二条 共和国大統領は、会期の閉会を宣言する。共和国大統領は、臨時に議院を召集する権限を有する。共和国大統領は、会期の中間に (dans l'intervalle des sessions)、各議院の議員の絶対多数で、要求が行われた場合は、議院を召集しなければならない。

大統領は、議院を停会することができる。ただし、停会は一ヶ月の期間を越えることができないし、同じ会期において二回以上行なうことができない。

第三条 共和国大統領の任期満了の少くとも一月前に、議院は、新大統領の選挙を行うために国民議会として召集されねばならない。

召集がないときは、この集会は、この任期満了の十五日前

に、当然に行われる。

共和国大統領の死亡又は辞職の場合は、両院が直ちにかつ当然に、集会する。

一八七五年二月二十五日の法律第五条の適用によつて、下院が解散されている場合に、共和国大統領が欠ける時は、選挙民会が直ちに召集され、かつ上院が当然に集会する。

第四条 共通の会期の時以外に開かれる両院の内の一院のすべての会は、前条で定められた場合および上院が裁判所として召集される場合を除いては、不法であり無効である。そして、後者の場合、上院は司法権だけしか行使することができない。

第五条 上院と下院の会議は公開される。

ただし、各議院は、規則によつて定められた、一定数の議員の要求に基き、秘密会を開くことができる。

その後、各議院は、会議が同じ議案について、公開で再び行われねばならないかどうかを、絶対多数で決定する。

第六条 共和国大統領は、教書によつて議会に意志を伝達する。その教書は、大臣によって演壇上で読まれる。

大臣は両院に出席する。大臣がそれを要求するときは聽証されねばならない。大臣は、共和国大統領の命令により、定められた法律案の論議のために、指命された委員の援助をうけることができる。

第七条 共和国大統領は、最終的に可決された法律が政府へ移送された次の月に、法律を公布する。共和国大統領は、各院

の明示の投票によつて、その公布が緊急であると宣言された法律を三日以内に公布しなければならない。

公布のために定められた期間内に、共和国大統領は、理由づきの教書によつて、両院に対し、新たな審議を要求することができる。両院はこの審議を拒否することができない。

第八条 共和国大統領は、条約を締結しかつ批准する。共和国大統領は、国の利益と安全がそれを許すときは直ちに、議院に對してそれを報告しなければならない。

講和条約、通商条約、国家の財政を拘束する条約、外国にいるフランス人の身体と所有権にかんする条約は、両院で議決された後でしか確定的とならない。領土のいかなる割譲、交換、添附も法律以外によつては行うことができない。

第九条 共和国大統領は、両院の事前の同意がなければ、戦争を宣言することができない。

第一〇条 各議院は、その議員の被選挙資格とその選挙の合法性を裁判する。各議院だけが、その議員の辞職を受理することができる。

第一条 両院の各理事部^注は、毎年、会期の期間中、および翌年の通常会期の前に始まるすべての臨時会期のあいだ、選出される。

両院が国民議会として集会するときは、その理事部は、上院議長と副議長と書記官で構成する。

第一二条 共和国大統領は、下院だけが弾劾することができ、かつ上院だけが裁判することができる。

第三 共和国憲法

下院は大臣がその権限行使においておかした犯罪のために弾劾することである。この場合、上院が、大臣を裁判する。

上院は、国の安全に反する陰謀で告発されたすべての人を裁判するために、閣議で発せられた、共和国大統領の命令によつて、裁判所となることができる。

審理が、通常裁判所において始められるときは、上院召集の命令は、移送判決 (arrêt de renvoi) までに發することができる。

告発、審理、判決の手続方法は法律がこれを定める。

第一三条 いづれの議院の議員も、その権限行使において述べた意見や又は投票について、訴追又は捜索することができない。

第一四条 いづれの議院の議員も、その会期中、現行犯の場合を除いては、その所属する議院の許可なしには、刑事事件又は軽罪事件で訴追又は逮捕することができない。

議員の拘禁又は訴追は、議院が要求するときは、その会期中、および全期間中、停止される。

注 各院の理事部は一人の議長と四人の副議長と八人の書記官と三人の財務官で構成される。

一八七五年一月一五日の憲法第九条を改正する、一八七九年六月二一日の法律

一八七五年二月二十五日の憲法の第九条は廃止される。

憲法の部分的改正を定める、一八八四年八月一四日の法律

第一条 公権力の組織にかんする一八七五年二月二五日の憲法

第五条第一項は次のように修正される。

「この場合、二ヶ月の間に新選挙を行つたるに、選挙民会が召集され、そして選挙の終了後、十日以内に議院が召集される。」

第二条 一八七五年一月一日の同法第八条第三項に次の規定

を補足する。

「政府の共和主義形態は改正案の対象とすむべきだねとい。

フランスに君臨した家系に属するものは共和国大統領の被選挙権を有しない。」

第三条 上院の組織にかんする 一八七五年一月一日の憲法

第一条から第七条までは、やはや憲法的性質を有しない。

第四条 公権力の関係にかんする 一八七五年七月一六日の憲法

第一条第三項は廃止される。

一八七五年一月一日の憲法を補足する 一九一六年八月十日の法律。

公権力の組織にかんする 一八七五年一月一日の憲法に次の一項を補足する。

「国防債券管理・公債消却銀行の自治権は憲法的性質を有する。国防債券と銀行によつて創設された証券の完全な消却がで、つまゝものがこの銀行に供せられる。」

1 煙草販売の純収入

2 最初の所有権移転の補充税と例外税の収入、相続税の

収入と任意の寄附

本法公布後、最初の年度の間、前に列挙された財源からの収入は、消却銀行の最低の年度歳費となる。これら財源が今後縮減した場合には、少くともその不足に等しいケレシットが予算に計上される。」

(テキスト)

Duguit, Les constitutions et les principaux lois politiques de la France depuis 1789. 7 ed.

Duverger, Constitutions et documents politiques. Darest, Constitutions modernes.

Cahen et Mathiez, Les lois francaises de

1815 à 1914

Dodd, modern constitutions.